

区分所有権の買取請求

山野日章夫

一九九六年三月二三日を迎えたことによつて、被災区分所有建物の復旧問題には、克服すべき新しい課題が加わった。建物の区分所有等に関する法律(二)からあとは区分所有法と略称する)は、ふたつの種類の買取請求の制度を設けており、ひとつは、復旧の決議が成立した場合において、この決議に賛成しなかつた者が、賛成した者に対し区分所有権の買取を請求できる(区分所有法六一条七項。以下は法律名を附さないで引用する)。もうひとつは、復旧と建替のいずれの決議も成立しない場合において、一定期間経過後に他の区分所有者に対するなしうる買取請求である(同条八項)。いうところの一定期間が経過したのが、本年三月二三日にはかならない(被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法五条。二三日当日までは買取請求ができない意味である)。買取請求を

めぐる法律上の諸論点については従来の判例・学説が乏しく、早急に論議を深めることが必要である。本稿では、二種類の買取請求の機能を確かめることから始め、主要な論点について試論を展開してみたい。

一 買取請求の制度に期待される機能

1 六一条は、右にも紹介した通り、ふたつの種類の買取請求制度を用意しており、期待される機能は、それぞれに応じて若干異なる。

(1) 同条七項の買取請求は、大規模滅失の場合における建物区分所有関係の将来的解決を志向する区分所有者に複数の専有部分を集約して帰属させることにより多数派の形成を間接に促す作用をもつ。

二 買取請求権が行使された場合の法律関係に関する従来の考え方

1 買取請求権は形成権であり、その行使は、買取請求権を行使する者を売主として、買取請求の相手方を買主とする売買契約を成立させる、というのが、今日

後の負担を免れることを可能ならしめる制度である。

(2) 同条八項の買取請求は、被災後一定時間が経過したにもかかわらず復旧・建替などのうちいすれか一つの将来的解決を選択決定できるだけの多数派が形成されていない場合を前提とする。この買取請求は、一方において、買取請求権を行使する者からみれば、そのような紛糾した建物区分所有関係から離脱する機会を保障するとともに、他方、残留する区分所有者らの側からみれば、特定の将来の解決を志向する区分所有者に複数の専有部分を集約して帰属させることにより渡の提供をなす用意の調う時期を申し添えて買取請求をなすこと(民法五七三条も参照)が望まれる。

2 適法な買取請求があつた場合、請求を受けた相手方には時価を代金として支払う義務が発生し、これと対価関係に立つものとして買取請求をした側は、引渡と所有権移転登記をなす義務を負う。

までにおいて一般的になされた説明である。この点は、六一条の七項と八項のいすれの買取請求であるかにより異なる。そして、このような買取請求権の基本的理義は、いまこれを改める必要はないと考えられる。

2 問題は、買取請求に係る区分所有権が移転する時期はいつか、である。この点については、従来において必ずしも解釈が確立していない。ひとまず、おおづかみな考察の枠組は、特定物売買における所有権の移転時期に関する一般論の本場面への適用ということになる。⁽³⁾ そして、この点については、つぎの諸点が確認されるべきである。

(1) 売買契約成立と同時に所有権が移転するとするのが判例の考え方であるといわれているが、そのような解釈を述べる個別の判例は、しばしば、必ずしも所轄するところのできる事案に関するものであつた。また、いずれにしても、このような判例理論は、民法一七六条の普通の適用場面において展開されている場合であり、局面の性質に応じて対定法が所有権移転時期を特別に定めている場合（たとえば民事執行法七九条）に、それについてべきことはもちろんである。

(2) 民法一七六条の「意思表示ノミニ」いう文言は、物権変動の原因を

指示するにとどまり、物権変動の時期に関するものではない、という理解が、近時は、むしろ浸透しつつある。とりわけ、いわゆる有償性説は、代金支払またはこれと同時履行関係に立つ引渡もしくは移転登記がなされた時に所有権が移転するという原則論を提示し、あわせて特約や各局面の性質により別異の取扱をなすべき可能性を留保する。

(3) 特定の一時期を画して所有権が移転するとしているべきではないとする考え方もある。しかし、この考え方においても、所有権から派生する諸権能の全部または大部分が一時期を画して移転することを所有権の移転として観念し、説明する」とを妨げるものではないと考えられる。

三 買取請求に基づく区分所成

有権移転の基本的法律構成

1 買取請求権の行使により当事者間に区分所有権を目的とする売買契約関係が形成されると考えるべきところ、右売買契約に基づいて区分所有権が移転する時期を考究するにあたっては、所有権移転時期をめぐる從来の論議に加え、本場面に特有の事情に配慮をしなければならない。そうした諸事情を、二二の(1)・

(2)・(3)の各見解との関連を意識しながら整理すると、左のようになる。

(1) 実際上、時価の算定など契約履行の諸準備は、買取請求の意思表示があつて初めて始まるであろうから、意思表示

するには、現実的でない。また、売主としての義務を履行する用意が調つてない区分所有者が安易に買取請求の意思表示をすることによりさまざまな費用負担を免れうる帰結も、避ける必要がある。

(2) 買取請求は、その相手方の意思とは無関係に当該相手方に区分所有権の帰属を強制する制度であるから、わざと右相手方が所有権移転を遅延させる結果は、避けなければならない。もっぱら代金完済を待つて所有権の移転が生ずるという考え方は、この点において問題を残す。

(3) 買取請求は、一方において、その意思表示をした者が団体の意思形成に参与する権利を失い、他方において、復旧などの事業に伴う費用負担を免れる制度であり、これらの両面における主体の変動が同時に起こることを所有権の移転という概念で表現することは、有益な思考整理であると考えられる。

2 これらの諸点を考慮するならば、買取請求の目的である区分所有権の移転時期は、六一条の七項と八項のいすれの場合であつても、つぎのように考えるべきである。すなわち、相手方が代金を支払った時に移転するのはもちろん、たゞ代金の支払がなくても、買取請求を認める六一条七項・八項の規定の趣旨に鑑み、買取請求により成立した売買契約に基づく法律関係が一定の段階に達した時の諸準備は、買取請求の意思表示があつて初めて始まるであろうから、意思表示

するには、現実的でない。また、売主としての義務を履行する用意が調つてない区分所有者が安易に買取請求の意思表示をすることによりさまざまな費用負担を免れうる帰結も、避ける必要がある。

(2) 実際上、時価の算定など契約履行の諸準備は、買取請求の意思表示があつて初めて始まるであろうから、意思表示

するには、現実的でない。また、売主としての義務を履行する用意が調つてない区分所有者が安易に買取請求の意思表示をすることによりさまざまな費用負担を免れうる帰結も、避ける必要がある。

(3) 買取請求は、一方において、その意思表示をした者が団体の意思形成に参与する権利を失い、他方において、復旧などの事業に伴う費用負担を免れる制度であり、これらの両面における主体の変動が同時に起こることを所有権の移転という概念で表現することは、有益な思考整理であると考えられる。

2 これらの諸点を考慮するならば、買取請求の目的である区分所有権の移転時期は、六一条の七項と八項のいすれの

四 代金完済前に区分所有権の移転が生じた場合の法律関係

1 三に提示した解釈を前提に考察を進めることが許されるとすると、買取請求の意思表示をした者が引渡しの提供をした際には、相手方が代金の支払をしないので引渡しの履行を差し控えた場合（民法五十三条本文参照）であっても、売主が、とくに留保を添えない限り、区分所有権が、買主に移転すると解する余地がある。

2 そうすると買主は、所有権を取得したことによる負担を課せられる（一九条参照）にもかかわらず、目的区分所有権の果実を收取できない（民法五七五条）。したがってまた占有利用を続ける売主に対し雑料相当額の不当利得返還請求をすることもできない）という事態が生じるが、これは、買主自身の代金不払が招いた事態である。買主には、代金を提供して、または六一条九項に基づく裁判所の期限の許を得たうえで代金を提供しないで（民法五十三条但書参照）引渡しを求める途が残されるにとどまる。

3 代金の支払を受けていない売主には、つぎの二つの対処が考えられる。

(1) 売買契約を解除し（民法五四一

条）、あらためて別の区分所有者に対し買取を請求するか、あるいは買取請求を断念する。

(2) 代金の支払を強制する。そのため具体的な手段としては、賣賣の目的である専有部分の競売を申し立てることが考えられる。その際、売主に認められる先取特權（民法三二八条）が所定の保存登記（同三四〇条）を経由している場合には、売得金から優先弁済を受けうる（が、これは理論上の確認であるにとどまり、実際上この先取特權が機能する）とは稀であると思われる。

4 なお、買主の側が代金を提供したにもかかわらず、売主が引渡しに応じないなど売主の側に債務不履行がある場合に、買主が、売買契約を解除でき、または債務の履行を強制できることも、もちろんである。

五 買取請求をした者の集会への参加

1 買取請求の意思表示をし、かつ、すでに相手方に区分所有権を移転した者は、区分所有者ではないから、同人は、集会において議決権行使することはできず、また、同人に対しては集会の招集通知を発しなくてもよい。

2 とはいっても、買取請求に基づく所有

権の移転があつたことは、外部からは判然としないことが多い。また、前述四三

(1) または四四によりなされる解除に伴い区分所有権の復帰的な移転が生じたかどうかについても、同様である。そうする

うかについても、同様である。そうするに招集通知を発しないで集会を開いたり、実体上の区分所有権の変動に照應しない議決権の行使がなされることが起こりうる。これらのことは、原則として集会決議の無効原因になると解されるから、区分所有者の団体の意図形成の円滑を害する。この問題に対する法律的対処としては、つきの諸点が考えられてよい。

(1) 区分所有権の移転があつたことは管理者または理事に通知をしなければ区分所有者の団体に対し主張できない旨を規約で定める場合、この定めは有効であると解すべきである。

(2) これに対し、六一条八項の場合には、規約の変更も实际上困難であることと、招集通知を発しなければならないと六一条五項を照合せよ。

(3) また、かりにこれらの瑕疵を主張できる場合にも、その主張ができるのは、瑕疵により法律上の不利益を受ける者に限られるべきである。無関係な他の区分所有者に主張適格を認めるべきではない。商法二五一条のような柔軟な処理を、ここではなしえないことに留意をしておく。

3 なお、買取請求をして相手方に所有権を移転したのちも専有部分を占有する者は、区分所有者とのあいだの債権契約関係に基づいて占有をしている点で四条一項の占有者に似る。そこで、同項

(b) このような規約の定めを從前には置いていかなかった場合は、規約を変更し

て定めを設けることが必要となる。このことは、すでに四分の三の多数派が形成されている六一条七項の場合には、實際上も容易に実現可能である（三一条一項と六一条五項を照合せよ）。

(2) これが規約に定めがない場合でも、たとえ規約に定めがない場合であっても、管理者または理事が区分所有権の変動を通知するよう各種の通知や掲示などにおいて繰り返し要請したなどの事情が認められるような場合には、信義則上、集会招集手続なし集会決議の瑕疵を主張できないと解すべきである。

(3) また、かりにこれらの瑕疵を主張できる場合にも、その主張ができるのは、瑕疵により法律上の不利益を受ける者に限られるべきである。無関係な他の区分所有者に主張適格を認めるべきではない。商法二五一条のような柔軟な処理を、ここではなしえないことに留意をしておく。

3 なお、買取請求をして相手方に所有権を移転したのちも専有部分を占有する者は、区分所有者とのあいだの債権契約関係に基づいて占有をしている点で四条一項の占有者に似る。そこで、同項

の類推解釈により、買取請求の意思表示をした者が、集会において意見を陳述する権利は、認められるべきである。前述

四(3)(1)の解除の可能性がある場合には、この意見陳述権は、実際上の意義も大きい。

この意見陳述権は、実際上の意義も大きい。

六 担保物権または差押の目的となつてゐる区分所有権の買取請求

1 抵当権などの担保物権や差押の目的となつてゐる区分所有権であつても、これを目的として買取請求の意思表示をし、それにより売買契約を成立させることに法律上の障害はない。ただし、担保物権や差押が対抗力を有するものである場合、競売により買取請求の相手方が区分所有権を失うおそれがあるから、相手方は、民法五七七条・五七八条により代金の支払を拒むことができるというべきである。

2 担保権の実行競売または強制競売により買取請求の相手方が区分所有権を失つたときは、相手方は、買取請求により成立した売買契約を解除できる（民法五六七条・五六一条）。

七 民法上の共有の目的である区分所有権の買取請求

1 区分所有権が民法上の共有の目的となつてゐる場合⁽¹⁾、各共有者が持分のみの買取請求をなすことは、六一条の七項と八項のいずれの場合であるを問わず、できないと解される。買取請求の相手方に對し、共有者らのあいだの錯綜した内部関係への参画を強いるのは、適当でないからである。

2 したがつて、買取請求は、区分所有権の全体について不可分一体的になさるべきであるが、これは、区分所有権に係る処分行為であるから、共有者らの金員一致を要する。他の共有者の反対を不満とする共有者には、終局的には、共有物の分割を請求する途が開かれるにどまる。

八 買取請求の目的とされた区分所有権の終局的帰属先の予定

としており、また、六三条四項のような買受指定者の制度の明文の定めがないからである。

2 しかし、復旧事業の円滑性・機動性を確保するうえから、復旧事業の具体的な遂行方法の一要素として、つきのことを復旧決議で定めることは、許されてよい。すなわち、復旧決議に賛成した者が買取の請求を受けて一旦は同人が取得了区分所有権を特定の者が再び買い取るべきことの定めである。たとえばA・B・C・Dが、それぞれ三〇一号室・三〇二号室・三〇三号室・三〇四号室の各専有部分を所有する場合に、A・B・Cのみが賛成して成立した復旧決議において、買取請求に係る専有部分の終局的な帰属先としてAを指定することは有効であると解すべきである。

(1) この場合において、にもかかわらずDがCに対しても三〇四号室の買取請求は、六一条七項の解釈上、有効であるといわなければならない。この場合、復旧決議の定めに従い、三〇四号室をAがCから買い取ることとし、CがDに支払うべき代金をAが弁済し（民法四七四条参照）、これによりAがCに対し取得する求償債権と、CのAに対する代金債権が相殺されるならば、Cは、金員を現実に調達する事実上の負担を免れる。

- (2) これらの法律関係処理を円滑に進広く復旧「決議に賛成した区分所有者」

る。 Aに代理権を与えておくことも考えられ
買取請求に係る事務について、BやCが
めるため、Dからなされる可能性のある

)

(3) このようにしてAに帰属することとなる三〇四号室を、そのあとで規約を

九 残された課題

変更し共用部分とする」とも 法律上可能である(四条二項)。

3 なお似た問題は六一一条ハ項の

いて説明すると、Dから三〇四号室の買取請求を受けたCが、同項に基づいてAに対し三〇四号室のみの買取請求をする(つまり三〇三号室はCに留保される)ことは、可能であると解される。おそらく立法者の想定しなかった事態であると目されるが、これを認めてよい理由として、まず、文理解釈上、妨げるべき理由を見出し難い。同項は、買取請求をなす

者が、その有するすべての専有部分を不可分に買取請求の目的とする」と明示に指示する文言にはなっていないからである。また、実質的にも、すでにAは復旧を進めるべきであるとの意見を表明し、潜在的な多数派の形成に成功しつつあるが、Cは未だ去就を決めていないというときに、このような買取請求を許容する意義が見出されうる。なお、可分の買取請求を禁ずる解釈を探つたとして、も、いったん区分所有者でないEへCが

黙の思想小説

(3) 丸山英気『区分所有建物の法律問題』
(一九八〇年)三〇九頁、法務省民事局参

(4) 所有権の移転時期をめぐる一般的論議
事官室編『改正区分所有法の概要』別冊N
BL一二号(一九八三年)四七頁。

刊『民事執行セミナー』「九八一年」一五三頁)。区分所有権の買取請求という本稿課題場面は、一方的な意思表示を原因として所有権の移転が生ずるところは後者に近いが、形成権行使の効果が売買契約という私法契約に仮託して説明されるという側

を俎上に置くことは、本稿の課題ではない。したがって、判例および諸説の典拠文献を、いちいち掲記することはしない。最判昭和三十三年六月一日民集二卷一〇号一五八五頁とその濱沢事代教授による解説(『民法判例百選I』第四版)のみを挙げておくる。

(5) たどりは前江所持解説—〇二一頁の—

(6) 広中俊雄「物權法」(第一二版増補、一九九二年)五三頁参照。

(7) 売買契約成立と同時に所有権が移転するという一般論を述べる従来の判例理論と

の関係においては、その内在的検討からしてすでに、この一般論に対する例外が許容される余地がある、ということが認識さわ

卷之三

るべきであり、このこととの関連においては、次の一
点が指摘されてよい。第一に、所有権の移転が純粹に私法契約を原因として生

する場合については、注(4)に掲げた昭和三年判決が「所有権の移転が将来なき

れるべき約旨に出たものでないかぎり」という留保を添えることにより、特約上の別

異の処理が可能であることを示唆する。筆者によれば、必ずしも当事者の意思によらない既存の規制を改めることで、規制の効率化が図られる。筆者は、規制の効率化によって規制の負担が軽減され、規制の範囲が縮小される結果として規制の公的使命が実現されると主張する。

有権移転の場面においてはたとえは民商執行法制定前の任意競売による所有權の移

新行法制定前の任意競争は、公用不本の形

輒は代金納付時であるとされていた（長
判昭和四〇年九月二四日民集一九巻六号）
六八九頁、竹下守夫「発言」ジュリスト増

10) 頁にある。区分所有法も想定している事態であり（四〇条参照）、共同相続などを契機として起つる。なお、駐車施設を専有部分としたうえで共有の目的としている場合には、特別の考察を要する論点がないではないが、本文に述べることを大きく改める必要はないと考えられる。

(やまのゆ)

中央大学教壇